

平成27年度

# 臨時福祉給付金について

平成26年4月からの消費税引上げによる影響を緩和するため、所得が低い方々に対して制度的な対応を行うまでの間の負担を緩和することを目的に、平成27年度は下記のとおり「臨時福祉給付金」が支給されます。

給付金の判定には、所得の確認が必要となりますので、平成27年度住民税の申告がまだの方は、申告が必要です。

**【支給額】 一人につき 6,000円**

## 申請期間

平成27年8月3日（月）  
～平成27年11月4日（水）

※該当する可能性のある方には、7月下旬に税務課から届く住民税の非課税通知に、申請書が同封されています。対象となる場合は、申請書により手続きをしてください。

町外の方の扶養や専従者などになっておられる方にも通知が届く可能性があります。

## 支給要件

**【支給対象者】** 以下の条件を満たした方。

①平成27年1月1日時点で大山町に住民票があること。

②平成27年度分の住民税が課税されていない方  
※ただし、以下の場合は対象外です。

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合（控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色・白色事業専従者）
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合

## 支給時期

国の定めにより平成27年10月以降となります

## 申請先

住民生活課 ☎ 0859-54-5210

中山支所地籍調査課総合窓口室 ☎ 0858-58-6111

大山支所建設課総合窓口室 ☎ 0589-53-3311

## 制度に関する問い合わせ先

厚生労働省 ☎ 0570-037-192

## 対象者診断チャート

基準日は平成27年1月1日になります。

